

2020年9月23日

(レポーター) 本村 充

## ◇ 労働者災害補償保険法

## ■保険給付の通則等（共通するルール）

## ①、支給期間等（法9条）

- 1、年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。
- 2、年金たる保険給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。
- 3、年金たる保険給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる保険給付は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

## ②、年金の内払（法12条）

- 1、年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後に支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。
- 2、同一の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病（以下この条において「同一の傷病」という。）に関し、年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。以下この項において「乙年金」という。）を受ける権利を有する労働者が他の年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を有することとなり、かつ、乙年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として乙年金が支払われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。同一の傷病に関し、年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。）を受ける権利を有する労働者が休業補償給付若しくは休業給付又は障害補償一時金若しくは障害一時金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付が支払われたときも、同様とする。
- 3、同一の傷病に関し、休業補償給付又は休業給付を受けている労働者が障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金を受ける権利を有することとなり、かつ、休業補償給付又は休業給付を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償給付又は休業給付が支払われたときは、その支払われた休業補償給付又は休業給付は、当該障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金の内払とみなす。

ポイント → 図に表すと次の通りとなる。

	支給を受ける権利を失った保険給付	新たに支給されることとなった保険給付
1	障害(補償)年金	休業(補償)給付・傷病(補償)年金・障害(補償)一時金
2	傷病(補償)年金	障害(補償)給付・休業(補償)給付
3	休業(補償)給付	障害(補償)給付・傷病(補償)年金

### ③、過誤払いによる返還金債権への充当(法12条の2)

年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

ポイント → (大前提) 受給権者となる者が、当該死亡に伴う過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をなすべき者であること

ポイント → 上記の場合、次の2つが対象となる。

(1) 年金たる保険給付の受給権者が死亡し、当該年金たる保険給付について、他に同順位の受給権者がいる場合 ⇒

・過誤払された「遺族(補償)年金」は、他の同順位の受給権者に支払うべき年金たる保険給付「遺族(補償)年金」に充当される。

(2) 年金たる保険給付の受給権者が死亡し、当該死亡に関して新たに保険給付の受給権者となる者が生じる場合に、新たに受給権者となる者がいる場合 ⇒

・過誤払された「障害(補償)年金」は、受給権者の死亡により新たに受給権者となった者に支給すべき保険給付「遺族(補償)年金」・「遺族(補償)一時金」・「葬祭料(葬祭給付)」・「障害(補償)年金差額一時金」に充当される。

・過誤払された「遺族(補償)年金」又は「傷病(補償)年金」は、受給権者の死亡により新たに受給権者となった者に支給すべき保険給付「遺族(補償)年金」・「遺族(補償)一時金」・「葬祭料(葬祭給付)」に充当される。

ポイント → 充当処理の対象となる「過誤払分を返還すべき債務を負っている者に支払うべき保険給付」は死亡したものと関連があるもの（給付）であることを要し全く別の事由により支給される保険給付は含まれない。

ポイント → 年金たる保険給付の受給権者の死亡に関し支給される保険給付が2種類以上ある時は、葬祭料及び葬祭給付以外の保険給付を優先して返還金債権に充当する（基発）。

ポイント → 「内払」は同一人物間の調整で、「過誤払」は異なる人物間の調整である。

### ④、未支給の保険給付(法11条)

この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者（遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

ポイント → 未支給の保険給付とは、「まだ請求していないもの」「請求したが、まだ、支給決定されていないもの」「支給決定されたが、まだ、支給されていないもの」をいう。

ポイント → 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が2人以上いるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対しても支給は、全員に対してもしたものとみなされる。

ポイント → 未支給の保険給付が、遺族(補償)年金であるか、それ以外であるかによって異なる。次の表による。

	遺族(補償)年金以外の保険給付	遺族(補償)年金
1	死亡した受給権者と生計を同じくしていた ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ↓ このうち最先順位者	当該遺族(補償)年金を受けることができる 他の遺族 ①死亡した受給権者と同順位者がいるとき → その同順位者 ②同順位者がいないが後順位者がいるとき → 転給により受給権者となった次順位者
2	1に該当する人がいない場合 → 死亡した受給権者の相続人	
3	1、2に該当する請求権者が、その給付を受けないうちに死亡した場合 → その請求権者の相続人	

## ⑤、死亡の推定(法 10 条)

船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた労働者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった労働者の生死が3箇月間わからぬ場合又はこれらの労働者の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合には、遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は労働者が行方不明となった日に、当該労働者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた労働者若しくは航空機に乗っていてその空機の航行中行方不明となった労働者の生死が3箇月間わからぬ場合又はこれらの労働者の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

ポイント → 「推定する」と「みなす」との違い

- ・「推定する」 ⇒ あることがらと別のことがらが、同一であるかどうか不明のときに、ある法令の規定の関係では一応同一視して、同じ効果を発生させる。当事者が 2 つのことがらが別のもとの反証をあげれば、同一の効果が生じなくなる(『みなす』との大きな相違点)。
- ・「みなす」 ⇒ 元来性質の違う 2 つのものを、ある法律関係では同一に見る。「推定する」と違って反証を許さない。

## ⑥、支給制限

(制度趣旨) 保険事故が労働者の責任で生じた場合、その程度に応じて、保険給付の支給が制限されることがある。

- 1、労働者が故意に負傷、疾病、傷害若しくは死亡またはその直接の原因となった事故を発させた場合 → 政府は保険給付を行わない。
- 2、労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、負傷、疾病、傷害若しくはこれらの原因となった事故を発させた場合 → 政府は、保険給付の全部または一部を行わないことができる。
- 3、労働者が正当な理由がなく、療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害の程度を増進させ、もしくはその回復を妨げた場合 → 政府は、保険給付の全部または一部を行わないことができる。

ポイント → 「自殺」の場合はケースバイケース 「業務上の心理的負担に起因する精神障害

によって正常な認識、行為選択の能力が著しく阻害され、または自殺を思い止まる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合には『故意』による死亡に該当しない(基発)。」

#### ⑦、不正受給者からの費用徴収(法 12 条の 3)

偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2、前項の場合において、事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

ポイント → 偽りその他の不正手段とは、保険給付を受ける手段として不正が行われた場合、そのすべてが該当する。

ポイント → 保険給付を受けたものに限らず、虚位の報告・証明をした者にも同様に徴収金が課せられる。また、実際に保険の給付を受けた者だけではなく遺族も対象となる。

ポイント → 不正受給者等から徴収する価額は、保険給付のうち、偽りその他不正の手段により給付を受けた部分(不当利得分に相当する価額)に限られている(基発)。⇒ 不正以外、正当な理由による給付額に関しては、通常通り支給しても問題ない。

#### ⑧、事業主からの費用徴収(法 31 条 1 項)

法第 31 条第 1 項において、政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険 に係る保険関係成立届を提出していない(いわゆる未手続の)期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができるという規定が設けられている。

(費用徴収のポイント)

1、事業主が故意により保険関係成立届を提出していない期間中に生じた業務災害(通勤災害にあっては通勤災害を業務災害とみなす) → 「給付額×100 分の 100」相当額を徴収

ポイント → 故意…成立届の提出の指導・加入勧奨を受けたにも関わらず提出していない。

2、事業主が重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じた業務災害(通勤災害にあっては通勤災害を業務災害とみなす) → 「給付額×100 分の 40」相当額を徴収

ポイント → 重大な過失…指導・加入勧奨を受けた事実はないが、保険関係成立日から 1 年を経過してもなお保険関係成立届を提出していない場合。

3、事業主が概算保険料のうちの一般保険料を納付しない期間中に生じた業務災害(通勤災害にあっては通勤災害を業務災害とみなす) → 「給付額×滞納率」相当額を徴収。滞納率は 100 分の 40 が上限。

ポイント → 一般保険料を納付しない期間中…督促状に指定する期限後の期間に限る。

4、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害 → 「給付額×100 分の 30」相当額

#### ⑨、保険給付の一時差止め(法 47 条の 3)

政府は、次の場合には、保険給付の支払いを一時差し止めることができる。

1、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、法律の規定による届け出をしない場合。

2、保険給付を受ける者等が、行政庁による報告、届出、文書その他の物件の提出、出頭等の命令に従わない場合。

3、保険給付を受ける者等が行政庁の受診命令に従わない場合。

ポイント → 「支給停止」との違い ⇒ 「支給停止」は支給停止事由がなくなれば、支給は再開されるが、支給停止期間の分は支給されない。「一時差止め」は、差止め事由がなくなれば、遡って差し止められていた分も支給される。

## ⑩、受給権の保護等

### 1、受給権の保護(法 12 条の 5)

- ・保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。

ポイント → 在職中に災害等にあって給付を受ける権利が発生したものであれば、まだ請求していないものあるいはすでに給付を受けているものいずれにあっても、受給できる権利は、退職したことによっては失権しない。

- ・保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより独立行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りでない。

ポイント → 独立行政法人福祉医療機構(前身は『社会福祉・医療事業団』)が行う小口資金貸付事業の担保に供することはできる。

### 2、保険給付の非課税(法 12 条の 6)

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。

ポイント → 所得税法・租税特別措置法以外の規定による非課税所得の扱い。

## ⑪、保険給付に関する届出等(法 12 条の 7)

保険給付を受ける権利を有する者は、厚生労働省令で定めるところにより、政府に対して、保険給付に関し必要な厚生労働省令で定める事項を届け出、又は保険給付に関し必要な厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

ポイント → 「休業(補償)給付の受給権者の傷病の状態等に関する報告」「年金たる保険給付の受給権者の定期報告」等である。

※ 次回は、「労災保険と社会保険等他の諸制度との調整」について報告します。